平成２４年（フ）第２２９号
埼玉県春日部市増富158番地　H―502
債務者　遠藤　一成
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３３７号
堺市東区西野９番地６　ウォールストリートⅡ302号
債務者　坂井麻衣子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８号
京都府京丹後市久美浜町浦明352番地の２
債務者　嶋貫　勝
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１７号
京都府京丹後市久美浜町長野６番地の１
債務者　松本左官こと　松本　博彦
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７２１号
札幌市豊平区西岡４条７丁目８番１―202号
債務者　坂本　敏彦
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三春　裕嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目３番地17
債務者　田村　文夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１５号
福井県大野市吉第５号10番地１
債務者　東　幸雄
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
札幌市東区北21条東12丁目１番５―105号
債務者　池田　進
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
北海道小樽市入船４丁目34番２号、前住所北海道小樽市富岡２丁目７番107号　ヴェルビュ小樽富岡
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍山　聰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１０８号
愛知県豊橋市前田町２丁目７番地６、従前の住所愛知県豊橋市東小鷹野１丁目14番地４201
債務者　大森　洋平
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　政和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４２号
福岡県飯塚市相田66番地２　市営新二瀬住宅７棟722号
債務者　江頭美津子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県直方市大字下境3784番地１
債務者　村山　真次
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字木月988番地
債務者　定栄真佐美（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３４号
福岡県直方市大字感田1465番地１
債務者　中岡　正幸
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４４号
福岡県田川郡大任町大字今任原2373番地３
債務者　浦野　久美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎1100番地の11
債務者　世羅翔太郎
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４８号
福岡県田川郡川崎町大字池尻110番地
債務者　松田　国春
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所田川支部